令和９年度から令和11年度までにおいて佐賀県が発注する庁舎等の維持管理業務の委託契約に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査については、次のとおりとします。

なお、この公告に定める資格審査の手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の適用を受ける場合があります。

令和８年 10 月 27 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　業務の種類

庁舎等の維持管理業務とは、次に掲げる業務をいいます。

(1)　警備業務

(2)　清掃業務

(3)　消防用設備等点検整備業務

(4)　建築設備運転・監視業務

(5)　暖房運転業務

(6)　冷房運転業務

２　資格審査の申請時期

令和８年 11 月１日から同月 30 日まで（以下「定期受付期間」という。）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます（定期受付期間経過後も随時に受付を行いますが、この場合は、入札に間に合わないことがあります。）。

３　申請の方法

(1)　申請書の入手方法

申請書は、佐賀県ホームページ（https://www.pref.saga.lg.jp/）の「しごと・産業→入札・補助金・公募事業→入札→入札（庁舎等の維持管理業

務委託）→入札参加資格」から様式をダウンロードし、所定の様式を印刷して使用してください。また、佐賀県総務部資産活用課庁舎管理担当（郵便番号 840-8570　佐賀市城内一丁目１番 59 号　電話 0952-25-7017）においても随時配布します。

(2)　申請書の提出方法

佐賀県総務部資産活用課庁舎管理担当に次に掲げる書類を添付して提出してください。

ア　営業概要書

イ　誓約書

ウ　法人にあっては、登記事項証明書

エ　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないことを証する書類（個人の場合に限ります。）

オ　申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する年の前年（法人にあっては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書

カ　県税の未納の額がないことを証する書類並びに税務署長が発行する納税証明書その３の２及びその３の３（ただし、佐賀県における県税の未納の額がないことを証する書類のみ、「納税状況確認同意書」を添付することでこれに代えることができます。）

キ　当該契約の履行に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを得たことを証する書類

ク　法人がその支店その他の営業所に入札の権限を委任する場合にあっては、当該委任状

(3)　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載をしているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　入札参加資格審査を受けることができない者

(1)　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められ、入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から２年を経過していないもの

(3)　当該契約の履行に関し、官公署の許可、認可等を要する場合において、これらを得ていない者

(4)　審査基準日現在において、営業を開始した日から２年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から２年を経過していないもの

(5)　自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6)　(5)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

5　入札参加資格の審査

入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うとともに、必要と認めた場合は実態調査を行うものとします。また、４の(5)のアからキまで及び(6)に掲げる者に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴くものとします。

(1)　経営の状況

ア　営業実績

イ　営業年数

ウ　経営比率（審査基準日の属する年の前年の決算に係る流動比率、自己資本比率及び利益率）

(2)　経営の規模

ア　自己資本額

イ　従業員数

ウ　設備の設置状況

エ　従業員の有資格者数

6　資格審査の結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により通知します。

7　資格の有効期間

資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日までとし、定期受付期間経過後に申請した有資格者については資格審査結果の通知の日の属する月の翌月の１日から令和 12 年３月 31 日までとします。

８　入札参加資格の取消し

(1)　入札参加資格者が、４の(5)及び(6)のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すものとします。

(2)　入札参加資格者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札参加資格を取り消すことがあります。

ア　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するとき。

イ　申請書その他佐賀県に提出する書類に虚偽の記載があったとき。